

各 公 共 交 通 事 業 者 }
各 市 町 村 長 } 様

島根県知事 丸山 達也
(地域振興部交通対策課)

島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱の規定により知事が定める日
及び基準 (通知)

島根県公共交通事業者燃料費高騰緊急支援事業交付金交付要綱 (令和 5 年 2 月 6 日付け交第 412 号)
に規定する知事が別に定める日及び基準については、下記のとおりとする。

記

1. 要綱第 5 条に規定する知事が別に定める日

- (1) 要綱第 3 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当する者 令和 5 年 3 月 1 日
(2) 要綱第 3 条第 5 号に該当する者 令和 5 年 3 月 2 7 日

2. 要綱別表 1 に規定する知事が別に定める基準

(1) 燃料単価

燃料種別	令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの燃料単価
ガソリン	154.9
軽油	138.1
LP ガス	119.3

(2) 基準燃料単価

燃料種別	令和 3 年 4 月から同年 9 月までの平均燃料単価
ガソリン	141.4
軽油	124.3
LP ガス	97.5

(3) 各月助成単価

令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの各月の燃料単価－令和 3 年 4 月から同年 9 月までの基準燃料単価

燃料種別	各月助成単価
ガソリン	13.5
軽油	13.8
LP ガス	21.8

(4) 各月燃料使用量

i) 高速バス事業者、空港連絡バス事業者及び一般路線バス事業者

令和 4 年 4 月から同年 1 2 月までの走行距離実績を車両種別ごとに定めた別表 1 の燃費値で
除して得た使用量を 9 で除した使用量

ii) タクシー事業者

保有車両において日平均使用量 14.2 (ℓ/日) に補助対象期間の各月の補助対象日数 (別表 2
「車両の期間分類ごとの補助対象日数」を参照) を乗じて得た使用量

3. 要綱別表5に規定する知事が別に定める基準

(1) 国土交通省のタクシー事業者に対する燃料価格激変緩和対策事業で得た助成額

タクシー事業者が国事業の第2期から第6期までで受領した支援額に、車両1台あたりの日平均使用量14.2(ℓ/日)に15.5円を乗じて得た額に令和5年1月1日から令和5年3月31日までの補助対象日数を乗じて得た額を加えた額

(別表1) 車両種別ごとの燃費値

車両種別	乗車定員 (人)	燃費値 (km/L)
ガソリン車	10人以下	12.4
ディーゼル車	10人以下	10
LPガス車	10人以下	9.8
小型バス	11人以上～29人以下	9.6
中型バス	30人以上～49人以下	6.4
大型バス	50人以上	5.1

(別表2) 車両の期間分類ごとの補助対象日数

分類	車両の状態	保有日数
通常	本補助事業の補助対象期間において、申請車両を申請事業所の事業に使用できる状態	全期間の日数
増車	補助対象期間中に新たに購入、若しくは他事業所からの転入により増備した状態(その後対象期間中に廃車・他事務所への転出・売却を行った場合を含む)	増車日(登録年月日)以降の日数
減車	補助対象期間中に廃車・他事務所への転出・売却等を行い、車両数が減少した状態	減車日(届出年月日)までの日数
休車	補助対象期間中に一時抹消登録、中古新規登録のいずれか又は両方を行った状態(休車期間については対象期間前から・対象期間後への継続を含む) ※一時抹消登録を伴わないコロナ臨時休車も含む	休車日を除く日数

※「増車」の場合は登録年月日を「補助対象日数」に含み、「減車」の場合は届出年月日を「補助対象日数」に含みません。